

県有地売払いの御案内

物 件 所 在 地

伊勢崎市

〒371-8570

前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県総務部財産有効活用課財産活用係

TEL 027-226-2114 (直通)

FAX 027-223-5030

県有地売払い（一般競争入札）のながれ

入札参加申込

令和8年2月24日（火）正午必着（郵送可）

入札参加申込書を提出する前に、必ず現地を確認してください。

入札保証金納付

入札当日に入札金額の5%以上を納めていただきます（原則小切手）。

非落札者の入札保証金はその場でお返しします。

落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。

入札実施

令和8年3月10日（火）

（場所：県庁11階 111会議室 ※場所は変更になる場合があります。）

県の予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

契約保証金納付

入札保証金とは別に、落札金額の10%以上を契約締結の前に納めて

いただきます。

なお、契約保証金は売買代金に充当します。

契約締結

落札日の翌日から5日以内に契約を締結していただきます。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。

売買代金納付

契約締結の翌日から20日以内に納めていただきます。

所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続きは、売買代金の納付を確認後、県が行います。

所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担になります。

土地の引き渡し

現地において境界等を確認後、現状のまま土地を引き渡します。

— 目 次 —

1	売払い方法	・・・・・	1
2	入札参加資格	・・・・・	1
3	売払い物件	・・・・・	2
4	入札参加申込方法	・・・・・	2
5	入札実施場所・日時	・・・・・	3
6	入札当日に持参するもの	・・・・・	3
7	入札方法等	・・・・・	3～4
8	契約保証金	・・・・・	5
9	売買契約の締結	・・・・・	5
10	売買代金の納入	・・・・・	5
11	所有権の移転等	・・・・・	5
12	その他	・・・・・	5
	申込書の送付先・問い合わせ先	・・・・・	6
○	県有財産売買契約書	・・・・・	7～9
○	物 件 概 要	・・・・・	11～16
○	入札参加申込書	・・・・・	17
○	誓 約 書	・・・・・	18
○	役 員 等 一 覧	・・・・・	19
○	委 任 状	・・・・・	20

1 売払い方法

一般競争入札による売払い。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

※「一般競争入札による売払い」とは、複数の申込者が価格を競い合い県があらかじめ定めた価格（予定価格）以上で最も高い金額で入札した方と契約をする方法です。

2 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、次のいずれかに該当する方は参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ④ 日本語を完全に理解できない方
- ⑤ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 売払い物件

物件番号	所在地（登記地番）	地目	登記面積 (m ²)	実測面積 (m ²)	予定価格 (円)	物件概要
1	伊勢崎市茂呂町二丁目 2097 番9	宅地	926.02	926.02	23,120,000	P. 11～16

※物件の引き渡しは、現状のままで行います。

4 入札参加申込方法

（1）提出書類

- ① 入札参加申込書（17ページ）
- ② 誓約書（18ページ）
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 住民票謄本※（法人の場合は商業登記簿謄本（現在事項証明書））
- ⑤ 役員等一覧（法人又は団体の場合）（19ページ）

※住民票謄本は、マイナンバー（個人番号）の記載が無いものを用意してください。

（2）申込書提出先

群馬県庁 総務部財産有効活用課財産活用係（県庁舎11階南側）

郵送による申込も可能です。

申込書提出期限：令和8年2月24日（火）正午まで（必着）

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県財産有効活用課財産活用係 宛て

※入札参加申込書を提出する前に、必ず現地を確認してください。

※提出期限を過ぎてから到達した申込書は受付できませんので、注意してください。

（3）その他

- ① 入札参加申込書受理後に、入札参加に当たっての留意事項、入札参加申込書受理書、入札書、委任状、入札保証金提出書（3枚複写）、入札保証金提出書記入例、入札保証金充当委任状及び封筒（入札書提出用）を送付いたします。
- ② 同一物件について一回に複数の入札書を提出することはできません。
- ③ 2名以上の共有名義で申し込むこともできます（持分割合を明記してください）。

5 入札実施場所・日時

(1) 入札実施場所

県庁舎 11階 111会議室（前橋市大手町一丁目1番1号）

※場所は変更になる場合があります。

(2) 入札実施日時

物件番号	所在地（登記地番）	入札及び開札実施日時
1	伊勢崎市茂呂町二丁目2097番9	令和8年3月10日（火） 午前9時30分

※入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。受付時に「7 入札方法等（2）入札保証金の納付」手続きがありますので、余裕を持ってお越し下さい。

なお、駐車場が混雑することがありますので、お早めに来庁してください。

6 入札当日に持参するもの

(1) 入札参加申込書受理書

(2) 入札書

(3) 封筒（入札書提出用）

(4) 実印（共有名義の場合は全員の実印）

（代理人が入札する場合は、代理人が使用する印鑑）

※実印が持参できない場合は応相談

(5) 入札保証金(原則、銀行が振り出した自己宛小切手)

(6) 入札保証金提出書（3枚複写）

(7) 委任状（代理人が入札する場合のみ。様式は20ページ）

(8) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

(9) 本書（「県有地売払いの御案内」）

7 入札方法等

(1) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、委任状を提出していただきます。

② 共有名義で申し込む場合で代表者が入札を行う場合は、代表者への委任が必要となります。入札の際に委任状を提出してください。

(2) 入札保証金の納付

① 入札に参加される方は、入札当日の受付時に入札保証金（入札金額の5%以上
の金額）及び入札保証金提出書を提出していただきます。（円未満切上げ）

② 入札保証金は、原則、銀行が振り出した自己宛小切手で納めていただきます（納付方法については応相談）。

③ 入札保証金と引き換えに保管証書を発行します。

④ 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了直後、入札保証金還付申請書及

び保管証書と引き換えにお返しします。

- ⑤ 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金に充当するものとします。
- ⑥ 入札保証金には利息を付しません。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人がした2以上の入札（代理の場合も含む）
- ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ④ 入札保証金が入札金額の100分の5以上に達しない者の入札
- ⑤ 不正行為による入札
- ⑥ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- ⑦ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑨ 本書の条件に違反した者の入札

(4) 失格

入札の開始時に入札会場に本人又は代理人が出席していない場合は失格とします。

(5) 開札

開札は、入札会場において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いのもとで行います。

開札の際には、入札者の氏名（法人の場合は名称）及び入札者ごとの入札金額を読み上げます。

開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を入札会場において宣告します。

(6) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った方のうち、県が定める予定価格以上で最高価格の金額で入札された方を落札者とします。
- ② ①に該当する方が2人以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(7) その他注意事項

- ① 提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- ② 入札を公正に執行することができないなど、特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがあります。

8 契約保証金

- (1) 契約締結の前に、**契約金額の10%以上の金額**（円未満切上げ）を契約保証金として納めていただきます（群馬銀行でのみ納付可能）。
- (2) 契約保証金は、売買代金に充当します。

9 売買契約の締結

- (1) 契約書は7～9ページのとおりです。十分に内容を確認してください。
- (2) 落札者に契約書をお渡しします。入札の翌日から5日以内に記名、押印、印紙貼付の上、群馬県庁財産有効活用課財産活用係に提出してください。
※必ず落札者名義で契約締結してください。
※契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (3) 入札の翌日から5日以内に落札者が契約を締結しない場合、当該落札は効力を失います。また、入札保証金は県に帰属することになりますので注意してください。

10 売買代金の納入

- (1) 残金（売買代金から入札保証金及び契約保証金を除いた残金）は、**契約締結の翌日から20日以内**に納付していただきます。購入資金の手当てについては、お早めに金融機関等と相談してください。
- (2) 納入期限内に売買代金を納付しない場合には、当該契約を解除の上、契約保証金は違約金として県に帰属することになりますので、注意してください。

11 所有权の移転等

- (1) 売払い物件の所有権は、購入者が残金を完納したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、残金の納付を確認後、県が行います。
- (3) 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
県が法務局に所有権移転登記を申請する際に、法務局において落札者に登録免許税額の印紙を購入又は税務署等で現金納付していただきます。
- (4) 売払い物件は、所有権移転後、現地で境界等を確認して引渡します。
- (5) 売払い物件の引渡しは、現状有姿のまま行います。

12 その他

- (1) 落札価格の情報公開請求があった場合、落札価格は公開されます。
- (2) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、群馬県財務規則及び群馬県公有財産事務取扱規則の定めるところによって処理します。

申込書の送付先・問い合わせ先

〒371-8570
前橋市大手町一丁目1-1
群馬県庁 総務部財産有効活用課 財産活用係
電話 027-226-2114 (直通)
FAX 027-223-5030

県有財産売買契約書

売主群馬県（以下「甲」という。）と買主_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとし、実測面積との間に差異が生じても互いに異議を申し立てないとともに、売買代金増減の請求をしないものとする。

- ・土地及び土地上に存在する動産、工作物、その他一切の物件

所 在	地 番	地 目	地積(m ²)	摘 要

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とし、その内訳は、次表のとおりとする。

財産の種類	売買代金	摘 要
土地	_____円	
計	_____円	

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金_____円をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金から既に納付した入札保証金及び契約保証金、金_____円を除く金_____円を、甲の発行する納入通知書により甲が指定する日までに群馬県指定金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、当該物件をその所

在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

- 2 乙は、当該物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(登記完了証等の交付)

第9条 甲は、登記完了後、所有権移転登記完了証等を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、所有権移転登記完了証等の交付を受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(契約不適合責任等)

第10条 乙は、譲渡物件の引渡し後において、譲渡物件に数量の不足等契約に適合しないことを発見しても、甲に対し譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除及び追完請求をすることができないものとする。

(売買物件の特定用途への使用の禁止)

第11条 乙は、売買物件引渡しの時から起算して5年間は、当該物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等の用途又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の前条の規定による公序良俗に反する使用等に関して、必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、正当な理由無く前2項の規定による実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、第5条の規定による売買代金の支払、その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は入札参加資格を有しないことが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は第4条の規定に基づき乙が支払った契約保証金の返還請求権を失い、甲が違約金として取得するものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が適當と認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第17条 甲は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 群馬県
群馬県知事

印

買主 住所
氏名

印

- M E M O -

物 件 概 要

この物件概要は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考です。不明な点がありましたら、群馬県財産有効活用課財産活用係（TEL 027-226-2114）までお問い合わせください。

開発等（建築を含む）にあたっては、都市計画法、建築基準法及び各地方公共団体の条例等の法令により、規制、指導がなされる場合もありますので、関係各機関に照会してください。

文化財保護法関係については、包蔵地の指定のない地域でも工事の際に文化財がでたら、関係市町村の文化財保護関係課に連絡が必要ですので、注意してください。

また、引渡しは現状のままで行いますので、入札参加申込みの前に、必ず現地を確認してください。

物 件 概 要

物件番号	1
------	---

所在 地	伊勢崎市茂呂町二丁目 2097 番 9					
住居表示	なし					
地 積	公簿	926.02 m ² (約 280 坪)		地目	宅地	
	実測	926.02 m ² (約 280 坪)		形状	不整形	
登記簿記載事項	甲区(所有権)	所有者 群馬県	乙区(所有権以外の権利)	無		
接面道路	幅員、種別等		南側 幅員約 5.7 m 舗装市道			
	対象地との高低差		等高	建築基準法 42 条 2 項による道路後退の必要性	無	
私道の負担	負担の有無	無	負担の内容	-----		
法令に基づく制限概要	都市計画	市街化区域		用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	
	防火地域	-----		その他の地域地区	-----	
	建ペイ率	指定 60 %		容積率	指定 200 %	
	文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			茂呂中之面遺跡		
	その他特記事項	<p>本土地は埋蔵文化財包蔵地に該当します。包蔵地内での土木工事等を計画する際には工事着工 60 日前までに文化財保護法第 93 条第 1 項の届出が必要です。詳細は伊勢崎市教育委員会文化財保護課へお問合せください。</p> <p>都市計画法に基づく立地適正化計画区域において、居住誘導区域内、都市機能誘導区域外になります。開発行為や建築行為等を行う場合の届出等の詳細については、伊勢崎市都市計画課へお問合せください。</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に該当します。許可等の詳細は群馬県建築課へお問合せください。</p>				
<p>注) 建ペイ率と容積率の「指定」とは、都市計画で指定された率という意味です。</p> <p>各制限内容の詳細等については、関係市町村の建築確認担当課等関係各機関にご確認下さい。</p>						

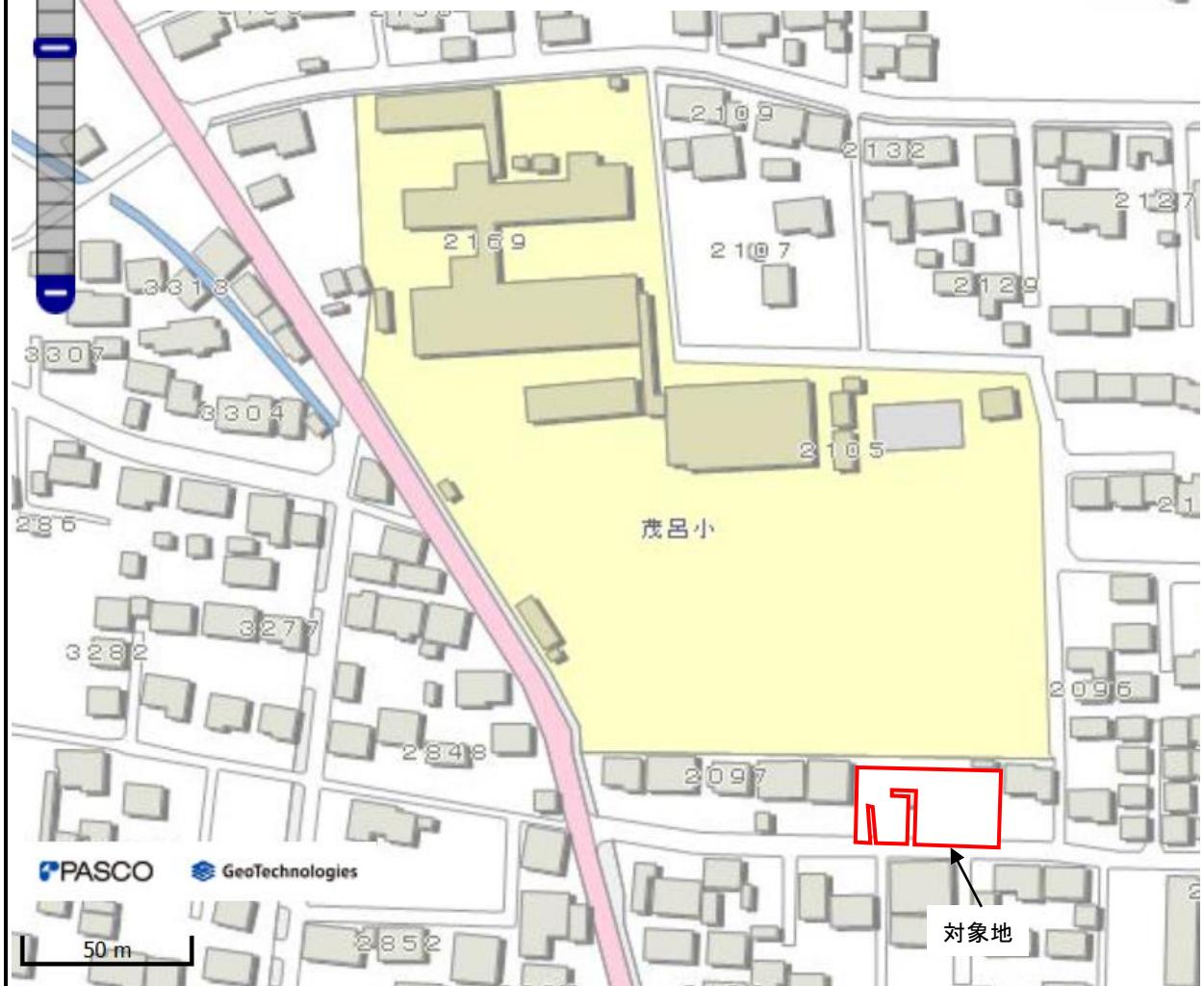
供給処理施設の状況	区分	状況		管 径	関係事業所等	電話番号
	電 気	可			電力自由化により未記載	
	都市ガス	可			伊勢崎ガス株式会社	0270-25-4520
	上水道	可	引込済 加入金未済	前面道路本管 φ 100 mm 引込管 φ 25 mm	伊勢崎市上下水道局 上水道整備課	0270-30-1230
	下水道	可	負担金済み	φ 150 mm	伊勢崎市上下水道局 下水道整備課	0270-30-1230
※引込費用等詳細については、上記関係事業所等にお問い合わせ下さい。						
交通機関 (直線距離)	バ ス	いせさきしこミュニティ バス「あおぞら」 茂呂郵便局		北西へ約 450 m		
	鉄 道	東武伊勢崎線 創志駅		南東へ約 1.5 km		
公共施設 (直線距離)	市役所 役 場	伊勢崎市役所		北西へ約 1.5 km		
	小学校	伊勢崎市立茂呂小学校		北へ約 190 m		
	中学校	伊勢崎市立第一中学校		西北西へ約 1.4 km		
その 他 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎警察署茂呂警察官待機宿舎の跡地です。 ・敷地東側及び西側にメッシュフェンス、南側にロープ柵が設置されていますが、これらを含み現状有姿にて引き渡します。 ・敷地内に、NTT 東日本(株)の本柱、支線 1 本があります。これらの取扱については NTT 東日本(株)に御相談ください。 ・対象地内に伊勢崎市の道路（赤道）があります。当該道路の払下げ等については、伊勢崎市道路管理課及び管財課に御相談ください。 ・敷地の南西側に、伊勢崎市茂呂町二丁目区のゴミ集積場所が設置されています。これらの取扱については伊勢崎市茂呂町二丁目区に御相談ください。 ・上水道について、必ず分水止め工事を行ってください。また、そのまま設備を残しておく事はできません。これらの取扱については伊勢崎市上下水道局上水道整備課に御相談ください。 ・建物（鉄筋コンクリート造 3 階建）は令和 5 年度に解体を行いました。 ・建物部分については、基礎杭以外に埋設物は確認できず、当該基礎杭は全て撤去済みです。 ・建物以外の部分については、令和 8 年 1 月に敷地内 6 か所にて地下埋設物 					

調査を実施し、埋設物は確認できませんでした（調査位置・調査結果は別紙のとおり）。

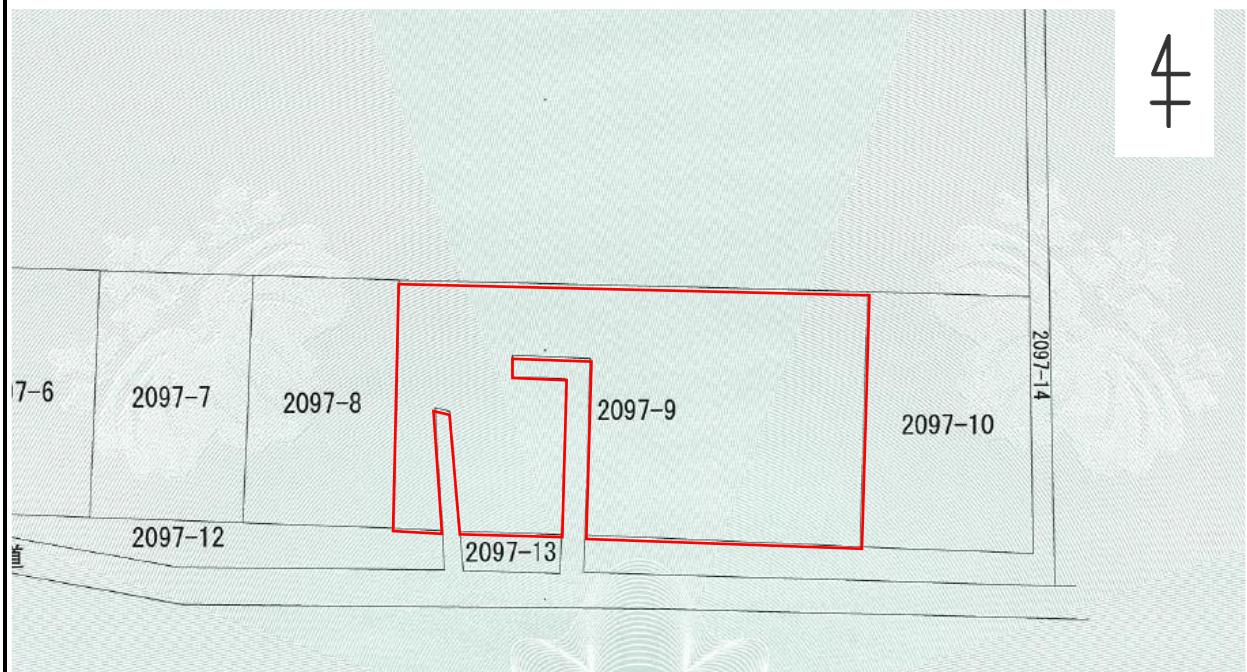
- ・令和7年12月に敷地内4か所にて地盤調査を実施しています（調査位置及び調査結果は別紙のとおり）。
- ・地積測量及び境界確定は実施済みですが、地下埋設物調査の実施に伴い、伊勢崎市の道路（赤道）との境界標が2つ無くなっています。
- ・本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があります。
- ・申込みに当たっては、境界標含め、必ず現地をご確認下さい。
- ・現地見学を希望される方は、財産有効活用課財産活用係（027-226-2114）までご連絡ください。日程を調整の上、現地にてご案内させていただきます。

物件番号	1	位 置 図	縮尺 = 1 : 2,500
------	---	-------	----------------

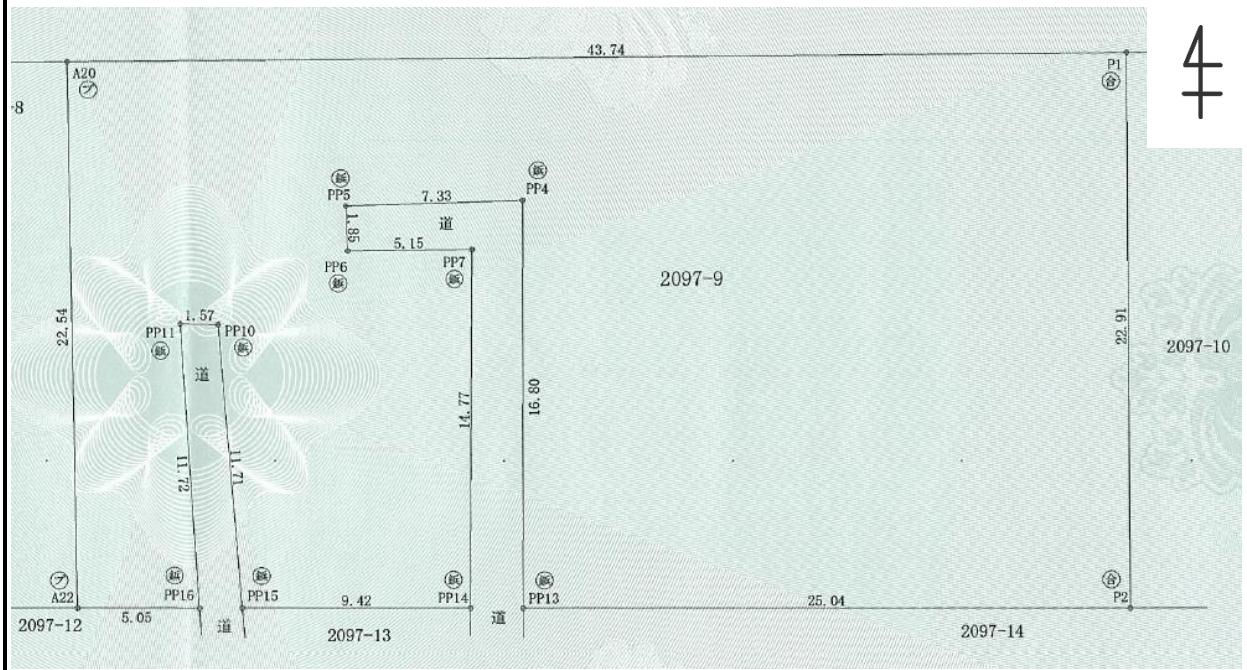
この地図は、マッピングぐんまにより作成したものです。



物件番号	1	公 図	縮尺=不詳
------	---	--------	-------



物件番号	1	明 細 図
------	---	-------------



入札参加申込書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所

(電話)

ふりがな
氏名又は名称
及び代表者名

印

下記の県有地売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

物件番号	地番
1	伊勢崎市茂呂町二丁目 2097 番 9

注1 実印を押印し、印鑑登録証明書、住民票謄本（法人の場合は商業登記簿謄本）及び役員等一覧（別記様式1号の1）（法人の場合のみ）を添付して下さい。

注2 共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を明記して下さい。

誓 約 書

私は、群馬県が実施する令和7年度県有財産売払い一般競争入札の申し込みにあたって、次の事項を誓約します。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しません。
2. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
3. 2に掲げる者（以下「暴力団等」という。）をこの事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）にしません。
4. この事業に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除（間接補助事業に係る交付決定を取り消）します。
5. 自己又はこの契約に係る下請契約等の相手方（間接補助事業者）が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。
6. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員に該当しません。
7. 入札に際しては、令和7年度県有地売払いの案内書に記載された入札手順、県有財産売買契約書、物件概要等の内容を承知した上で参加しますので、後日、これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

注1 実印を押印して下さい。

注2 共有名義の場合は、全員が記名押印してください。

(別記様式1号の1)

役員等一覧

法人名 :

法人所在地 :

役職名	(ふりがな) 氏名	住所	生年月日 (元号)
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※法人が申請（申込み）する場合は、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている全役員等について記載してください。

※収集した個人情報については、お申し込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

※ただし、資格確認のため、警察当局へ情報提供します。

委任状

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

〒

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

(実印)

私は、(住所)

代理人使用印



(認め印 可)

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

群馬県が行う県有地売払い一般競争入札に関する一切の権限

注1 入札者は実印を押印してください。

注2 共有名義の場合は、全員が記名押印してください。

注3 代理人は、代理人使用印欄に押印してください。（認め印 可）